

事務連絡
令和6年2月16日

市内指定介護保険サービス事業者・施設 様
市内指定障害福祉サービス事業者・施設 様
市内指定障害児通所支援事業者 様

西宮市法人指導課長

虐待防止措置未実施減算の実施に伴い令和6年3月までに講じるべき措置について

介護保険サービス及び障害福祉サービス（以下、「障害福祉サービス」は障害児通所支援を含む）における虐待防止措置に関して、令和3年度介護・障害報酬改定に伴って新たな運営基準として新設され、介護保険サービスについては令和6年度から義務化されるところです。なお、障害福祉サービスについては令和4年度から義務化済です。

今般、令和6年度介護・障害報酬改定に関して、厚生労働省の介護給付費分科会及び障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて方針が示されました。

それによると、介護保険サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売除く）、障害福祉サービス（全サービス）ともに、事業所・施設の指定基準で定めた虐待防止措置を実施していない場合、令和6年4月より虐待防止措置未実施減算が適用される見通し（（介護保険）福祉用具貸与のみ3年間の経過措置あり）となっておりますので、今年度中に下記の虐待防止措置を講じてください。

記

1. 事業所が講じるべき虐待防止措置

※介護保険サービス、障害福祉サービス併せて事務連絡を発出しているため、一部文言が指定基準と異なる点があります。

ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（留意事項）

- ・ 委員会の開催頻度について、少なくとも年1回以上開催されていない場合は、基準を満たさないものと扱います。
- ・ 委員会を開催した場合は、開催日、出席者、委員会にて検討した内容、その他必要事項を記録してください。
- ・ 委員会の議事録様式については、西宮市ホームページ（本事務連絡「3. 委員会議事録・虐待防止指針の様式例の掲載場所について」参照）をご確認ください。
- ・ 委員会にて検討すべき事項、構成員等詳細については、各サービスの解釈通知（本事務連絡「2. 解釈通知の掲載場所について」参照）をご確認ください。

（次ページに続く）

- ・ 他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、法人単位、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

イ (介護保険サービスのみ) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(留意事項)

- ・ 障害福祉サービスにおいては、指針の作成は義務ではありませんが、作成することが望まれます。
- ・ 指針にて盛り込むべき項目は、各サービスの解釈通知をご確認ください。
- ・ 指針の様式については西宮市ホームページをご確認ください。
- ・ 指針を作成した際は、当該指針に基づき、利用者等が閲覧できるよう措置を講じてください。

ウ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(留意事項)

- ・ 研修の実施頻度は、指定基準上、提供するサービスによって年1回以上又は年2回以上必要です。また、新規採用時にも研修が必要です。
- ・ 研修を実施した際は、研修の実施日、受講者、研修の内容等を記録してください。
- ・ 研修は内部研修の実施で構いません。

エ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(留意事項)

- ・ 担当者として配置すべき職種については、サービス提供責任者、サービス管理責任者などが挙げられますが、詳細は各サービスの解釈通知をご確認ください。

2. 解釈通知の掲載場所について

ア 介護保険サービス事業所・施設

厚生労働省「令和3年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

の通知「指定（サービス類型）に関する基準について」をご確認ください。

イ 障害福祉サービス事業所・施設、障害児通所支援事業所

厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

の通知「(各サービス)の人員、設備及び運営に関する基準について」をご確認ください。

(次ページに続く)

3. 委員会議事録・虐待防止指針の様式例の掲載場所について

様式例については、下記西宮市ホームページに掲載しております。

ア 介護保険サービス事業所・施設

西宮市「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について」（ページ番号 87423659）

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/koureshagyakutai.html>

イ 障害福祉サービス事業所・施設、障害児通所支援事業所

西宮市「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について」（ページ番号 94288419）

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/fukushiservice/20220311110833178.html>

4. 参考

- ・ 社会保障審議会介護給付費分科会（令和6年度介護報酬改定に関する審議）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37407.html

- ・ 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する審議）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

以上

問い合わせ先

西宮市法人指導課

電 話 （居宅事業者指導チーム） 0798-35-3082

（法人・施設等指導チーム） 0798-35-3423

メー ル hojin@nishi.or.jp